

別記様式

表

第	号		所 属	
			職氏名	
熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例第5条第2項の証明書				
	年	月	日	交付
			熊 本 県	印
有効期間	年	月	日から	年 月 日まで

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B8とします。

裏

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例抜粋

(医療施設及び社会福祉施設等における基準)

第4条 医療施設及び社会福祉施設等のうち入浴施設を有するものの設置者(以下「設置者」という。)は、入浴施設の衛生管理について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準は、前条第1項各号及び同条第2項各号に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、同条第1項第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。

(報告の要求及び立入検査)

第5条 知事は、前条の規定の施行のために必要があると認めるときは、設置者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、医療施設若しくは社会福祉施設等に立ち入り、前条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。